

## 発達障害者家族会 ひまわりの会 会則

第1条 本会は、発達障害者家族会ひまわりの会と称し、事務所を千葉県流山市  
(代表 大山 宅) に置く。

第2条 発達障害者家族会ひまわりの会(以下本会という)は、発達障害者及びその家族・親族、発達障害の理解普及促進に関心のある者、精神障害その他、何らかの生き辛さを抱える本人とその周囲の者によって構成する。

第3条 本会の目的は、以下のとおりとする。

1. 発達障害に関する学習会や情報の交換の場とする。
2. 発達障害を持つ人の家族として、良き理解者・支援者になるための交流を行う。
3. 他の家族会や団体との連携を図る
4. 発達障害に関する地域市民の理解と協力を得るための啓発活動を行う。

第4条 前条の目的を達成するために、原則として月一回会合を行うものとする。ただし、研修会や行事の開催等の場合はこれに限らない。また、前条の目的を達成するために、以下の約束を遵守する。

1. 安心して話すことのできる場とするため、本会で話し合った事は、外部の方に話さない。
2. 本音が言える場とするため、他の方が話した事を非難したり注意したりしない。
3. 皆で話せる場とするため、特定の方だけで話を独占しない。
4. 聴くという行為自体が励みとなるので、話したくない時は、他の方の話を聴くだけでも良い。

第5条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 世話人 3名

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 世話人は、本会の運営に関する協議を行い、会員に諮るものとする。また、必要に応じて会計・書記・庶務も行う。

第7条 本会の経費は、会費(1,000円)及び寄付金、その他の収入でまかなう。

附 則 本会則は、令和元年6月8日から実施する。